

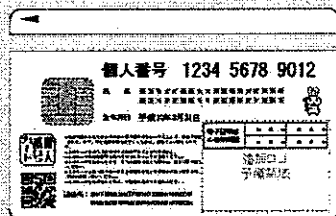
マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認
(正しい番号であることの確認)

身元(実在)の確認
(番号の正しい持ち主であることの確認)

個人番号カードは、両方の確認が可能

個人番号
カード裏



個人番号
カード表



番号確認用と身元確認用に、それぞれ証明書等が必要

通知カード

または

住民票
(個人番号付き)

等



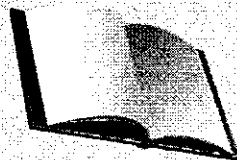
運転免許証

または

パスポート

等

- ※ 上記が困難な場合は、
- ・ 地方公共団体情報システム機構への確認 (個人番号利用事務実施者)
 - ・ 住民基本台帳の確認(市町村長)
 - ・ 過去に本人確認の上で作成したファイルの確認 など



- ※ 上記が困難な場合は、
- ・ 健康保険の被保険者証と年金手帳など、2つ以上の書類で確認 など

- ※ 人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実在)確認書類は要しない。

(参考)

- ・ 国の行政機関等は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法及び個人情報保護法により、本人から個人番号を取得するときには、利用目的の明示する等の措置が必要とされています。地方公共団体においても、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用になるよう個人情報保護条例の改正が必要となる場合があります。
- ・ 詳細は、特定個人情報保護委員会HPから「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」をご覧ください。